

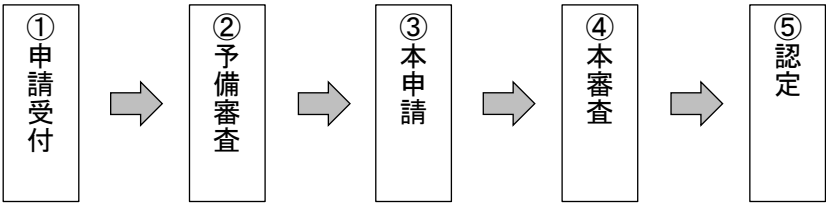
優良緑地確保計画認定（TSUNAG 認定）
令和 6 年度申請要領

1. 申請受付期間

令和 6 年 11 月 8 日（金）～ 同年 11 月 29 日（金）17:00

2. 審査・認定の手順

審査・認定に係る各手順は以下のとおりです。



① 申請受付（事業者による申請書類の提出）

- 申請を行おうとする事業者は、「1. 申請受付期間」で示された期間内に、「3. 申請方法」に示された方法に従って、申請書（案）含む申請書類一式を提出する。

② 予備審査（事務局等による申請書類の確認、事業者による不足書類の提出）

- 事務局及び審査委員において、提出された申請書類を確認し、必要に応じて、申請事業者に対して、提出された内容に関する確認や不足書類の提出を求める。
- 不足書類の提出等は「本申請」までに完了させるものとし、提出が間に合わず、予備審査が完了しない場合は、原則、本申請に進むことができない。

③ 本申請（事業者による本申請書類の提出、手数料の納付）

- 予備審査完了後、申請事業者は所定期間内に、本申請として申請書含む申請書類一式の提出及び手数料の納付を行う。
（※本申請としての申請書類一式の提出においては、「①申請受付」にて提出した申請書「案」ではなく、正式な申請書として提出すること。）

④ 本審査（事務局による確認、審査委員会での審査）

- 事務局において、提出された申請書類を確認した上で、審査委員により構成される審査委員会にて審査を行う。

⑤ 認定（事業者への認定に関する通知）

- 本審査の結果を踏まえ、国土交通大臣が認定を行うとともに、申請事業者に認定の通知を行い、内容を公表する。

3. 申請方法

- ・ まず、本制度専用サイトの申請ページ（※）にアクセスし、申請フォームに申請者名等の必要事項を入力し、送信してください。

※ <https://tsunag-mlit.com/tsunag/application/flow>

- ・ その上で、事務局から登録した申請者にアップロードシステムを示しますので、申請書類に必要事項を記入した上で、同システムに申請書類の電子ファイルを格納・提出してください。

4. 問合せ先

令和6年度 優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）事務局

TEL : 03-5216-7191

MAIL : tsunag@urbangreen.or.jp

5. 申請書類

（1）申請書

（2）申請シート

- ・ （1）申請書及び（2）申請シートについては、「申請書・申請シート」として1つのファイルになっているものを提出してください。

（3）申請内容を証明するための根拠資料

（4）付近見取図

- ・ 付近見取図は、方位、道路及び目標となる地物が明示されたものです。該当範囲を赤枠で囲うなど、申請対象を分かりやすく明示してください。
- ・ 申請事業の敷地境界が分かる GIS データを提出してください。提出が困難な場合、敷地境界がわかる図面を提出してください。

（5）配置図

- ・ 配置図は、縮尺、方位、区域の境界線、区域内における人工地盤、建築物その他の工作物及び既存の緑地等（緑地及び緑化施設、園路、広場その他の緑地の利用者の利便のため必要な施設並びに緑地の保全に関連して必要とされる施設をいう。）の位置並びに整備する緑地等の配置が明示されたものです。

（6）緑地確保事業を実施する区域の土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面（権原書面）

- ・ 権原書面は、登記簿謄本・貸借契約書等の写しを提出してください。
- ・ 申請にあたっては事前に、申請について書面等により対象事業の土地所有者等の同意を得るものとし、その記録を確認できるようにしてください。

（7）申請書類提出チェックリスト

- ・ （3）申請内容を証明するための根拠資料について、提出した書類名および該当箇所を記入の上、提出してください。

6. 手数料

申請に必要となる手数料は以下のとおりです。

- ・ 初回申請：120 万円／件、更新・変更申請：40 万円／件

7. 各種資料

(申請様式)

- ・ 申請書・申請シート
- ・ 提出書類チェックシート

(申請関係資料)

- ・ 申請要領（本資料）
- ・ 優良緑地確保計画認定申請者用手引き

(参考資料)

- ・ 緑地確保指針
- ・ 優良緑地確保計画認定制度要綱
- ・ 制度概要

8. 留意事項

- ・ 申請にあたっては、本申請要領や「優良緑地確保計画認定申請者用手引き」を十分ご確認の上、申請書類を作成するようお願いします。
- ・ 提出いただいた各種資料は、審査目的以外には使用しません。なお、認定を受けた事業者には改めて公表用資料の提出をお願いする場合があります。
- ・ 手数料の納付については、「①申請受付」の時ではなく、「③本申請」の時に納付していただくことになります。
- ・ 認定を受けた事業者は、毎年度、認定優良緑地確保計画の実施状況について、国土交通大臣への報告を行うことが、義務付けられています。定期報告の内容は、①当該緑地確保事業全体の進捗状況、②評価項目に係る各取組の実施状況、③設定したアウトカム指標のモニタリング結果となり、その様式は本制度のサイトに掲載しております。